



# 福岡市育成会だより

第159号

発行所 社会福祉法人 福岡市手をつなぐ育成会

〒810-0062 福岡市中央区荒戸3丁目3-39 福岡市市民福祉プラザ4階

TEL.092-713-1480

この会報は、  
共同募金の配分を  
受けて作成した  
ものです。



ありがとうございました

## 知的障がい者 高齢化問題について

社会福祉法人 福岡市手をつなぐ育成会

理事長 花田敏秀

この問題についていくつかの切り口  
から考えてみたいと思います。

### 知的障がい者の高齢化の実態

わが国では65歳以上の人を高齢者と呼んでいます。統計的なことで言うと国全体では人口の約25%以上、300万人以上が高齢者ということになります。では65歳以上の知的障がい者がどのくらいいるのでしょうか。実はそれがはつきりしません。知的障がい者が本格的に知的障がい者の福祉が始まったのが1960年ですので、65歳以上の人では療育手帳を取らなかつた人が一定数いると思われます。そこで推計という事になるのですが少なく見積もつても5万人以上は確実にいて知的障がい者は長生きしないものとされきましたが、国全体の急速な高齢化の中でも、知的障がい者の高齢化も確実に進んでいます。また、老化が早いと衰えています。私たちが加齢を具体的に意識するのは健康診断の結果を見えた方が良いと思われます。

誰しも加齢に伴なつて心身の機能は衰えていきます。私たちが加齢を具体的に意識するのは健康診断の結果を見

て、あるいは病気で入院をした時等が考えますが認知機能に障がいがある知的障がい者が老化をどこまで意識して日常生活を送ることができるかと言ふと難しい点がたくさんあると思いまます。重度の知的障がいになればなおさらでしょう。もう一つ、知的障がい者の問題は40歳以上の人でもそのほとんどが平均寿命に近くなつても子どもの世話をせざるを得ない現状が挙げられます。

### 親亡き後のお金の問題

この問題は最近いろいろな研修会で取り上げられるようになりました。グループホームで生活すると仮定した場合、障害基礎年金2級と全国平均工賃(15,000円)、家賃の補助等を合わせると、毎月3万円くらいの不足と成ります。40歳(親亡き後)から80歳(平均寿命)までと仮定すると大雑把に言つて約1,500万円の積み立てが必要となります。生命保険の受取人を本人にしてそれを信託として毎月少しづつ受け取ることになります。生命保険の要件がありますが、生活扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助等があります。また、最後の砦として生活保護もあります。生活保護を受給するにはいろいろな要件がありますが、生活扶助、住

宅扶助、医療扶助、介護扶助等があり、生活する上で足りない分を受給することも考えられます。これらお金の準備

につきましては紙幅の関係もありますので改めてお話しする機会を持つことができればと思います。悲観的にならず実現可能で、家族・本人に合った一番良い方法を早めに準備されることをお勧めします。

私が考える一番必要な備えとは

いくつかの切り口から述べてきまし  
たが、私が考える一番必要な備えは本  
人がことをよく知っている人を兄弟姉  
妹、親せき以外にもたくさん作つてお  
く事。またいろいろな機関に繋がつて  
おくことではないかと思います。福祉  
を必要としている人においてそれを何も  
せずに放置する社会はあつてはならな  
いのです。出来うる限りの備えをして  
あとは社会にお願いするそうした健全  
な社会を維持しました作つていかなければ  
なりません。手前味噌になりますが  
皆さんのが育成会に繋がつて知的障がい  
者全體の幸せを作つていく活動に積極  
的に参加し、推進されていくことをお  
願いしたいと思います。

### 知的障がい者の高齢化の問題はこ

こ10年位で急速にクローズアップさ  
れてきました。知的障がい特有の認知  
機能の衰えの問題などはまだまだ十  
分な研究がなされていません。今後も  
高齢化問題を一緒に考えて行けたら

福岡市手をつなぐ育成会では、高齢化を支える取り組みと事業所の課題について検討を行っています。今号ではその取り組みと課題について振り返り報告致します。

認知症を患い「以前には出来たことが出来なくなつた」、「判断出来たことが出来なくなつた」、「興味関心が

## 高齢化を考える

福岡ひまわりの里  
藤丸 啓

### 高齢化について

障がいのある方の高齢化は、在宅、事業所、施設等多くの方が抱えている問題で、社会全体の高齢化とともに大きな課題となっています。現在、当施設では平均年齢が53.4歳と、多くの利用者が高齢期を課題に生活をされています。開所時から入所されている方は、施設で30歳の年を重ねたこととなります。

これまで「障がいのある方は老化が早い」、「ダウン症の方は短命」等と言われてきましたが、近年ではその状況は変わりつつあります。知的障がいのある方が、年を重ねていくことで心身の状況がどう変化していくのでしょうか。

今後、その変化に気がつく事が出来ず混乱を生じないように、職員は何気なく毎日の支援を行うのではなく、利用者の普段からの様子や、特性をしつかりと把握し、些細な変化に気がつけるように努める事が重要となります。



薄れてしまった」等の症状への対応は、高齢者介護になると思われます。支援の現場に、高齢者介護という分野が入ってきた時、職員の支援技術や経験、知識で適切な対応が出来るか、これまで漠然とした不安が、現実のものに変わりつつあることを感じます。

そのため、支援体制作りや介護技術の習得、認知症の特性等、高齢分野の学びが必要だと感じます。  
**■ 障がい者支援施設における看取りの状況**

今後、看取りを行っているかという調査では、実施していないと答える施設が多い事が現状です。「施設の人的、物的体制や制度上、看取りは行わない。」「利用者の生活環境等が整えられれば「終の棲家」として看取りを取り組んでいく。」という意見が最も多く挙げられています。

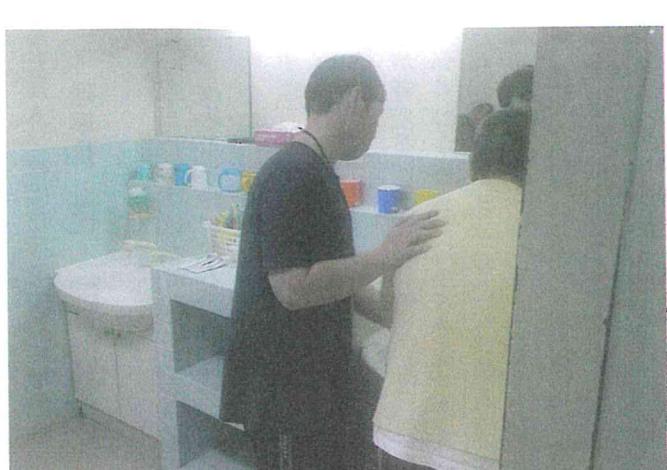
住み慣れた施設の中で、顔なじみの利用者や職員と一緒に、最後までその人らしく、終末期を迎えることが出来るようになると考へる施設は多いです。しかし思ひとは別に、現状の人的体制や設備、医療との連携、現制度上の問題等、多くの課題が解決されない中では困難であるという意見が多い事が現状です。

### 問題・課題として

**■ 家族との関係性(施設の取組の明確化と説明、家族等との信頼関係の構築)**

**■ 医療との連携(緊急時の支援体制、地域の医療機関との連携)**

今後、看取りや高齢化対策を考えた上で、人材の確保と体制及び育成が重要となります。緊急時における対応方法、看取りの介護等支援方法、医療に関する基礎知識、組織で取組むための体制作りに努め、各関係機関と連携を密にし問題に向き合っていくことが重要となります。



**■ 環境整備(職員体制作りと人材育成、医療スタッフの確保)**  
**■ 職員の育成(施設における看取りの研修等実施。)**  
**■ 設備の充実(てすりの設置、介護用品の準備等)**

10年後を考える

ひまわりパーク上牟田

豐野  
輝

10年後にこのパンカード

今回のテーマについて、当事業所が今まさに直面している問題であるとすぐに思いました。ひまわりパーク上牟田の利用者、保護者の高齢化が進む中、将来の展望についてどのように思っているのかを知りたいと感じました。その為保護者と利用者どちらも同じ内容の質問を2項目に絞りアンケートを実施しました。

図1、2を見て

**図1 10年後お子さんはどこに住んでいると思いますか  
(保護者回答)**

選択肢	割合
自立して一人暮らし	37%
グループホーム	33%
入所施設	22%
その他	7%
分からない	15%

**10年後あなたはどこに住んでいると思いますか  
(利用者回答)**

選択肢	割合
自立して一人暮らし	5%
グループホーム	35%
入所施設	9%
その他	4%
分からない	11%

図2 10年後お子さんの身の回りのことは誰がしていると思いますか(保護者回答)

Category	Percentage
親	15%
兄弟姉妹	25%
兄弟姉妹以外の親族	6%
職員	19%
その他	16%
分からない	19%

10年後は誰と暮らしていると思いますか(利用者)

Category	Percentage
親	24%
兄弟姉妹	16%
兄弟姉妹以外の親族	0%
職員	14%
その他	24%
分からない	22%

「ホクシングかしてみたい」「販り絶  
をしたい」「パソコンがしたい」「結婚し  
たい」「今の仕事がしたい」などの前向  
きな回答が大半でしたが、中には「生き  
ていながらかもしれない」「分からない」  
「特にない」といった将来への漠然とし  
た不安を持つている方がいる事も分か  
りました。このような不安に施設とし  
てどのように対応していくかも課題と  
して見えてきました。

者と利用者の間に認識のズレがあることが分かりました。特に注目すべき点は「10年後の住まい」についてです。「自宅(今住んでる所)」と回答した保護者は19%に対し、利用者の回答は33%もありました。「10年後そばにいる人」についても同様、「親」と回答した保護者は15%に対し、利用者は24%でした。これらのことから、保護者は今の生活を続けることが難しく、いざなはお子さんの生活環境を変えなければいけないとつているのに対し、利用者は現在の生活環境が変わること想像出来ていないのではないかと感じました。

実際に利用者の方々へ聞き取りをする中で「10年後」を想像する事が難しい方が多く、未来をイメージすることは容易ではないと痛感しました。

上牟田では保護者会や面談の際に親元から離れる経験を積むためにショートステイ利用を促してきました。今年度に入りショートステイを利用したり体験したりしている利用者が増えた

ショートステイの活用

将来への準備は本人一人ですることでもなければ、保護者や関係者が単独でできることでもないと感じます。本人を中心とした周囲の方が全員で考える問題ではないでしょうか。

しかし確実に迫つて来ている高齢化に対しても、利用者、保護者、支援者はどのような準備が必要であるかを考えなければなりません。例えば将来を見越してのショートステイや、移動支援、ヘルパーの利用、成年後見人制度の活用、などの多くの手段がござります。

思い 10年後についてそれぞれの

アンケート項目には自由記述欄を設けました。保護者の方からは「本人の望むところで生きて欲しい」という意見や「10年後は自分自身が健康にいられるか分からぬ」「グループホームを新しく作つて欲しい」「兄弟姉妹に見て欲しい」という意見がありました。多かった回答としては「問題が迫つているがどうしたらいのか分からぬ」という意見もありました。

最後に利用者の「10年後はどんなことをしていきたいですか」(自由記述欄)の回答をいくつか紹介します。

アンケート項目には自由記述欄を設けました。保護者の方からは「本人の望むところで生きて欲しい」という意見や「10年後は自分自身が健康にいられるか分からぬ」「グループホームを新しく作つて欲しい」「兄弟姉妹に見て欲しい」という意見がありました。多かった回答としては「問題が迫つているがどうしたらいのか分からぬ」という意見もありました。

最後に利用者の「10年後はどんなことをしていきたいですか」(自由記述欄)の回答をいくつか紹介します。

## 第11回福岡市障がい児・者美術展

去る10月4日(木)から10月9日(火)の6日間、福岡アジア美術館において「第11回福岡市障がい児・者美術展」が開催されました。

今年度も「えがく」「もじ」「あそぶ」の一般の部(3部門)と小中学生の部での作品募集をしたところ、昨年度を上回る542点もの作品が出品されました。会場の福岡アジア美術館企画ギャラリーには今年も色鮮やか作品が展示されました。期間中、台風接近などもあり来場者数に影響するのではと心配しましたが、1,167人の方にご来場いただきました。

また、期間中、小中学生の部では、市民投票が行われ、来場者の皆様に投票と共に作品に対する感想などのコメントもいただきました。コメントについては、とりまとめを行い作者の皆様にお渡しする予定です。皆様からいただいたコメント一つ一つが作者の皆さん次の

回の作成意欲に繋がるものだと思います。来場者の中には、外国の方も多数多く来場され熱心に作品に見入っていました。他の来場者の方からは「素晴らしいですね」「感動しました」「とても上手ですね」「かわいいです」「発想がすごい」など様々な感想をいただきました。

今回も一般の部の中から各分野の専門家により50点の「コアサイド・アート賞」が選出されました。また同時に、小中学生の部では11点の市民賞が選出されました。今回選出された61点の作品につきましては、12月2日(日)に「表彰式」を福岡市市民プラザのふくふくホールで開催予定です。その後12月10日(月)から16日(日)まで天神の新天町にあるギャラリー風にて「入賞作品展」が開催されます。観覧無料ですので、ぜひ、お立ち寄り下さい。



12/9  
日

12月3日～9日は障がい者週間です。

## 障がい者週間記念の集い

11:00～16:00

福岡市役所西側ふれあい広場



シンガーソングライター  
**樋口了一**  
トーク&ライブ

みんながやさしい、みんなにやさしい

ユニバーサル都市・福岡



障がいのある人の  
ファッションショー



福岡市消費生活センターからのお知らせ

## 「見守り」と「気づき」で障がい者の消費者トラブルを防ごう

# 封書の架空請求に要注意！

昨年から公的機関のような名称をかたった架空請求ハガキの相談が増加していますが、最近、同じ内容の請求が封書で届いたとの相談が寄せられています。

### ■事例

差出人名の記載のない「重要」と書かれた、窓付きの封書が届いた。開封したところ「総合消費料金に関する訴訟最終通知のお知らせ」というタイトルで民事訴訟の訴状が提出されており、連絡がない場合、給料や不動産の差し押さえをすると書かれている。



### 架空請求ハガキとの違い

簡易なハガキではなく封書を使い、重要書類であるかのように見せかけている点のみです。

※裁判所からの正式な訴状は、裁判所の名前入りの封書で、郵便局員が直接本人に手渡すのが原則です

### 【架空請求の特徴】

- 公的機関であるかのような名称を使用
- 「訴訟」などの脅し文句で消費者を焦らせる
- 「最終期日」など時間的余裕を与えない
- 取り下げのご相談などの文言で連絡させる

### ＜対処法＞



#### 絶対に連絡しない

連絡すると消費者にお金を支払わせようとしたり、消費者から個人情報を得ようとしたりするので、このような封書が届いても無視してください。



#### 不安を感じたらすぐ相談

身に覚えのない請求などで、不安を感じたときは記載されている連絡先には電話をせず、すぐに消費生活センターまでご相談ください。

### ＜実物の書面＞

実際の大きさはA4サイズです

#### 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

平成30年9月28日

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)288 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産の差し押さえを強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問い合わせください。

なお、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様から御連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年10月5日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター  
東京都千代田区霞が関西丁目霞番地号  
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-XXXX-XXXX  
受付時間 9:00~17:00(土日、祝日除く)

※ 困った時は、ひとりで悩まず、まず相談！

福岡市消費生活センター相談コーナー (相談無料・秘密厳守)

相談専用電話 092-781-0999

☆検索サイトで「福岡市消費生活かわら版」を検索すれば、バックナンバーが印刷できます。

コピーして、回覧・配付などにお使いください。

# 保護者会だより

## 福岡市手をつなぐ育成会保護者会

ひとりで悩まないで。

仲間がいますよ。

会長 下山 いわ子

身近に起きてしまった親子心中。

何かできなかつたのか…頭の中  
がぐるぐるして立ち尽くしてし  
まいました。

今は、あの時に…という後悔  
で一杯になります。

何かできなかつたのか、何がで  
きるのか、についてはまだ整理が  
できていません。

私たちだけではなく、関係者と  
一緒に検証・再発防止について協  
議したいと思っています。

今回の事件とは関係なく、親子  
心中を選択せざるを得ない状況  
には、様々な理由が考えられます。  
ひとつに、この子を残しては逝  
けない、という気持ちもあるので  
はないかと思います。

自分がいなくなつた時に、この  
子の幸せを自分のように考えて  
くれる人がいないと。

そうかもしません。そうでな  
いかもしません。

考えてみてください

自分がいなくなつたら障がい  
のある家族が不幸になるのか。ど  
うしてそう思うのか。

自分が障がいのある家族の全  
てを知っているのか。知らない面  
がないのか。

自分がいなくなつた時の不安  
や心配のために準備できること  
はないのか。

今年も現時点で会員150人  
余の方、お一人ひとりから直接い  
ろいろなお話を伺いました。

一部を紹介します。考えてみて  
ください。

今年度は、ショートステイを利  
用している、利用する手続きをし  
ている、という方がとても多くな  
りました。

親：グループホームに入つて寂  
しがるかと思つていたが、樂し  
いと言つて、帰省もしない。親  
が寂しい。

親：グループホームを断つて1  
年半が経つが、入つておけば良  
かつたと思う。

ひとりで買い物に行つてから、  
親元だと一人で行かせること  
はなかつた。本人も親も一緒だ  
と気づかなかつたことが沢山  
あつて。本人の暮らしは豊  
かになつていて。

親：自分の病気治療が必要だつ  
たが、子どもが家にいたら治療  
に入つたので治療できている。  
予想外に本人もグループホー  
ムの生活を楽しんでいる。

親：最重度の子どもの入れるグ  
ループホームがない。ショート  
ステイを利用することも難しい。

親：かかりのことは沢山あるし、  
お金の心配もある。年金だけで  
は暮らせない。後見制度を利用  
するとさらにお金がかかる。医  
療費も。

うだいにはきょうだいの生活  
があつて実際は大変だつた。こ  
のことがあつて、きょうだいに  
頼り過ぎずに考えないと  
ないと思い始めた。

親：きょうだいがみてくれるこ  
とになつていて。相続も済んで  
いる。

きょうだい：母と父を介護し、き  
ょうだいをみているので仕事  
もつかず、結婚もしていない。  
自分がみることが当たり前と  
思つていて。

親：きょうだいがみてくれると  
言つてたが、本人が65歳、きょう  
だいが60歳となり、きょうだ  
いが、「私も膝が痛くなつたか  
らどこまでみれるか心配。面倒  
はみたいのよ。」と言つてきた。

きょうだい：入所しているが、病  
気になつて帰つてくることに  
なつたら、看たいが、看れるか  
不安。いつまで入所施設に居ら  
れるのかが不安。こんな気持ち  
を話したのは、ここが初めて…。

きょうだい：親が亡くなる時に  
任せた“と言つたので、約束は  
果たしたい。肉親としての愛情  
もある。できる限りやつている

## 平成30年度 定例会のご案内

氣兼ねなく 何でも話せる

こじれまいした 集まり

どの集まりも、どなたでも参加できます～

聞くだけの参加もOK！（\_-）/

### かふえ♥お茶をしながら～

(幼児・学齢期向け定例会)

幼児・学齢期の子どもを持つ保護者の集まり

場所：ふくふくプラザ4階 応接室3

時間：10:30～12:30

日程：基本 毎月第3水曜日

11/21、12/12(第2水曜日)、1/16、2/20、3/20

年少さんから高等部まで、情報が飛び交っています。  
うれしいこと、悩んでいることを共有しながら  
あんなこと知りたい、こんなことできたら、  
とお茶やお菓子とともに  
わいわい楽しく、おしゃべりしてますよ～

### 成人向け定例会

本人が成人期の家族の集まり

場所：基本 ふくふくプラザ4階 応接室3

時間：10:30～12:00

日程：基本 每月第1水曜日

11/7、12/5、1/9(第2水曜日)、2/6、3/6

わからないことや心配事の話をしたり、  
人の話を聴いて、相談しあって、  
喜びや困り感を分かち合いながら。  
「研修会だと人前では聞けない事も、ここでは  
気軽に話せるから」と毎回参加される方も。  
「こじんまりが、いいのよ」って（\_-）☆

### 個人会員の集い

個人会員の集まり

(個人会員に限らず、どなたでもOK！)

場所：ふくふくプラザ4階 応接室3

時間：10:30～12:00

日程：基本 毎月第3月曜日

11/19、12/17、1/21、2/18、3/18

生活に役立つ制度の最新情報や、福祉サービスを  
実際に使っている方の具体的な情報が満載です。  
若い保護者の方は、先輩に気軽にあれやこれや  
聞いてます。

話が弾んで、終了しても残って話をされる方も

**まずは、参加してみてください～！**

★4月のご案内と日程が違う日があります。

ご確認をお願いします！

★詳細は、育成会保護者会までお問い合わせ下さい。

電話713-1480まで

つもりだが、自分の家庭もある。  
親：入所施設にいつまでいられるのか  
不安。入院して退院した時に戻  
れるのだろうか。

親：入所施設で、よくみてもらつて  
いる。病院の付き添いもしてくれ  
ている。とても助かっている。

親：親に見せる顔と外で見せる顔が  
違つて、外ではいろんなことがで  
きているのでびっくりしている。

親：自分が死ぬまで家で幸せに過ご  
させたい。自分が死んだあとは、自  
分がわからないので、それはそれ  
と考えている。

親：何が心配つて、ひとり親で80も  
超えたので私がいなくなつた時の  
子どものことが心配。育成会はどう  
いふべきかわからぬので、信  
用できる専門家を探すところから  
をどう渡してよいのか。物の言い方  
もどう言えば理解できるのか、一つ  
手探りでやつてはいる。本人のこ  
とも暮らしていかつたので、お金  
をどう使つてよいのか。障がい理解が進むように啓発活動に、  
一方保護者も、親なき後のために、  
まずは①障がいのある家族のこと  
を自分以外に知つてはいる人を作つて  
更に力を入れていきます。

ここまでしてくれるのか  
会長：何か準備される中で、困つて  
いることがありますか。

親：今は、何もしていらない。  
親戚：私は、親が亡くなつて急に保  
護者になつた。遺言もなくて、通帳  
や印鑑、保険、福祉関係のもの、どこ  
にあるかもわからなくて。親戚のも  
のと一緒に家中探して。手続きに行  
けば、銀行に1日かかり、財産もど  
うすれば良いかわからないので、信  
用できる専門家を探すところから  
しないといけなかつた。今まで一緒  
にも暮らしていかつたので、お金  
をどう使つてよいのか。物の言い方  
もどう言えば理解できるのか、一つ  
手探りでやつてはいる。本人のこ  
とも暮らしていかつたので、お金  
をどう渡してよいのか。障がい理解が進むように啓発活動に、  
一方保護者も、親なき後のために、  
まずは①障がいのある家族のこと  
を自分以外に知つてはいる人を作つて  
更に力を入れていきます。

育成会保護者会としても、親なき  
後の安心に向けて、グループホーム  
の不足・最重度では入れない、入所し  
ても親なき後の心配はある、所得補  
償の問題、医療費の問題等々、制度や  
仕組み作りに向けて運動し、社会に  
障がい理解が進むように啓発活動に、  
更に力を入れていきます。

一方保護者も、親なき後のために、  
まずは①障がいのある家族のこと  
を自分以外に知つてはいる人を作つて  
更に力を入れていきます。

おく。(2)引継ぎ物の準備をする。(3)き  
ょうだいや親戚の方にも、福祉制度  
や、福祉関係者とつなげる(保護者の  
仲間を含めて)こと、など準備が必要  
ではないでしょうか。

サービス等利用計画を大いに活用  
しましよう。まだ、セルフで作成して  
いる方もいましたがつながりを増  
やすためにも、特定相談事業所に作  
成してもらいましょう。

どうか、一人で抱え込まないでく  
ださい。  
障がいのある人の命も、その人の  
ものであることを忘れないでくだ  
さい。

## 「平成30年北海道胆振東部地震 災害義援金募集」に ご協力を願いします

このたび、北海道胆振地方を震源として発生した「平成30年北海道胆振東部地震」により、甚大な被害を受けられた皆さまに謹んでお見舞申し上げます。

一日も早い復旧と被災された皆さまのご健康と生活再建を中心よりお祈り申し上げます。

本会では、激甚災害が指定されたこの度の地震により、甚大な被害を受けた育成会会員に対し生活支援、復興支援等のお役に立てていただき、災害支援義援金の募集致します。皆さまからお預かりしました義援金は全額、全国手をつなぐ育成会連合会を通じて、被災された育成会会員にお届けいたします。皆さまの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

### 義援金受付窓口・ お問い合わせ先について

社会福祉法人  
福岡市手をつなぐ育成会事務局  
**TEL:092-713-1480**  
**FAX:092-715-3561**

#### ◎義援金受付期間

平成30年12月20日(木)まで(第一次受付期限)



表彰おめでとうございます。

◎市長表彰

山崎 幹夫 氏  
辻野 清明 氏  
石橋 和巳 氏

### 平成30年度 福岡市福祉のまちづくり 推進大会

平成30年11月2日

福岡市民会館

#### ◎市長表彰

谷口 喜美子 氏  
篠隈 忠 氏

## 寄付のお礼

(平成30年7月～平成30年10月)

■ひまわり園  
廣木 紀美代 様  
ひまわり園保護者会 様

西日本洗管サービス 様

■ひまわりパーク上牟田  
松本 幸子 様

■早良ひまわりハウス  
上村 雄一 様  
松本 幸子 様

ありがとうございます。  
大切に使わせていただきます。

このたび、当法人で実施しました義援金募集は、皆さまからお寄せいただいた募金総額98,716円全てを8月30日に全国手をつなぐ育成会連合会に送金しました。この場をお借りしましてご報告させていただきます。

皆さまのご支援ご協力に厚く御礼申し上げます。

## 平成30年7月豪雨災害義援金のお礼

このたび、当法人で実施しました義援金募集は、皆さまからお寄せいただいた募金総額98,716円全てを8月30日に全国手をつなぐ育成会連合会に送金しました。この場をお借りしましてご報告させていただきます。



#### 詳しい資料のご請求・お問合せは下記まで

※ご契約にあたっては必ずご契約に記載の重要事項(別紙)  
東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。  
ご不明な点等がある場合は、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。

<代理店> 株式会社グッド・サポート

T E L : 0 9 2 - 2 6 3 - 6 7 7 1  
F A X : 0 9 2 - 2 6 3 - 6 7 7 2  
〒812-0037

福岡県福岡市博多区御供所町2-63  
博多パルビル3F

ぜんち共済株式会社  
ZENCHI 関西財團民営(少額短期保険)第14号  
〒101-0032 東京都千代田区岩本町三丁目5番8号岩本町シティプラザビル5F  
コールセンター

0120-322-150  
ぜんち共済 <http://www.z-kyosai.com/>  
[2017年12月作成 17-T08668]

知的障がい・発達障がい・タウン症・てんかんのある方のために

**あんしん保険**

東京海上日動の個人賠償責任補償付  
少額短期自賠合保険(無告合型) 2016年創設

こんな時に使えます

- 病気・ケガ・入院 最高日額1万円
- 虐待・差別を受けた 弁護士費用補償
- 他人のものを壊してしまった 個人賠償責任補償最高5億円

東京海上日動と提携 最5億円 (※組合生活保険 (個人賠償責任補償))

引受け保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社

ネット申込・年払・月払OK | クレジットカード払OK ※ネット申込みのみ

特別支援教育を必要とされている方のための保険

**せんちの  
こども傷害保険**

東京海上日動の個人賠償責任補償付

こんな時に使えます

誤って物を壊してしまった… 日常生活でケガをすることが多い… トラブルに巻き込まれた際も助けてくれない…

個人賠償責任補償最高5億円 入院・通院を日額保険 弁護士がサポート

ZENCHI 関西財團民営(少額短期保険)第14号  
〒101-0032 東京都千代田区岩本町三丁目5番8号岩本町シティプラザビル5F  
コールセンター